

建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

(昭和61年12月24日告示第121号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、徳島市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加することができない者)

第2条 次の各号の一に該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けていない者
- (5) 建設業法に基づく現に効力を有する経営事項審査を受けていない者

(申請書)

第3条 入札に参加する資格(以下「資格」という。)の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類をそれぞれ一部添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めた書類については、この限りでない。

- (1) 建設業法に基づく建設業の許可を受けていることを証明する書面
- (2) 営業所一覧表
- (3) 技術職員の氏名資格等を記載した書面
- (4) 営業用機械器具の名称、種類、能力及び数量を記載した書面
- (5) 個人住民税の特別徴収の実施を証する書面
- (6) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書
- (7) 国税、県税及び市税の納税証明書(国税については未納でないことの証明、県税及び市税については未納の額がないことを証する書面)
- (8) 委任状(徳島県の区域外に主たる営業所を有する者(以下「県外業者」という。))で、年間委任する場合に限る。)
- (9) 経営事項審査の結果を証明する書面
- (10) 労働災害保険料及び社会保険料の納入を証する書面
- (11) 建設業労働災害防止協会加入証明書
- (12) 主たる営業所の写真と位置図(徳島県の区域内に主たる営業所を有する者(以下「県内業者」という。))に限る。)
- (13) 土木施設に関するアドプト事業への参加を証する書面

- (14) 防災協定の締結を証する書面
  - (15) 業者カード
  - (16) 暴力団排除に関する誓約書
  - (17) その他市長が必要とする書類
- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、前項各号に掲げる書類に不備がある時は、当該書類提出の時から14日以内に補正を求め、当該期間内に補正されない時はこれを却下する。
- 3 第1項に掲げる申請書及びこの要綱に掲げる書類の様式については、市長が別に定める。
- 4 資格の審査申請を徳島県と共同して受付する場合は、申請者は、申請書及び第1項各号に掲げる書類のうち、徳島県と共通に必要な書類（以下「共通審査書類」という。）については、第1項の規定にかかわらず、徳島県知事に提出しなければならない。

（申請書の提出期間）

第4条 申請者は、平成29年を最初の年とする隔年ごとの徳島県知事が定める期間に徳島県知事に申請書及び共通審査書類、市長に前条第1項に規定する書類（共通審査書類を除く。）を提出するものとする。

- 2 前項に定める期間経過後において資格審査を受けようとするものは、別に徳島県知事が定める期間に徳島県知事に申請書及び共通審査書類、市長に前条第1項に規定する書類（共通審査書類を除く。）を提出するものとする。

（資格審査）

第5条 市長は、前2条の規定により申請書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査し、資格に適合すると認めた場合は、必要な等級に区分して資格に関する格付けを行うものとする。

- (1) 建設業法第27条の23第3項の規定に基づき国土交通大臣が定めた項目、同項の基準に基づき国土交通大臣が定めた基準
- (2) 市長が特に必要と認めて別に定める項目、市長が別に定める基準

2 前項の規定による格付けは、平成29年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日に行うものとする。

3 前条第2項の規定により申請書を提出し、審査を受けた資格に関する格付けは、前項の規定にかかわらず、市長が定める日に行うものとする。

（資格の有効期間）

第6条 資格の有効期間は、前条第2項に定める日から2年間とする。

2 第4条第2項の規定により申請書を提出し、審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、前項の期間の残存期間とする。

（格付けの変更）

第6条の2 市長は、平成30年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日において、現に資格を有する者（県内業者に限る。以下この条において同じ。）に対し、第5条第1項各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査し、必要な等級に区分して資格に関する格付けの変

更を行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、格付けの変更を行わないことがある。

2 市長は、格付けの変更を行う場合は、現に資格を有する者に対し、市長が別に定める期間内において、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定による格付けの変更において、その直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査で、現に資格を有している建設工事の工種に係る総合評定値を付与されていない場合は、当該建設工事の工種に係る資格を失うものとし、資格を有していない建設工事の工種に係る総合評定値を付与されている場合は、当該建設工事の工種に係る資格を新たに付与するものとする。この場合における当該建設工事の工種に係る資格の有効期間は、前条第1項に定める期間の残存期間とする。

(変更届)

第7条 申請者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったときは、直ちに競争入札参加資格審査申請変更届に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の氏名又は役職
- (3) 主たる営業所の所在地又は電話番号
- (4) 許可を受けた建設業
- (5) 委任状（県外業者で年間委任している場合に限る。）
- (6) その他市長が特に定める事項

(資格の取消し)

第8条 市長は、第2条各号又は次の各号の一に該当すると認められる者の資格を取り消し、その事実があった後2年間入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するも

のとする。

(共同企業体の特例)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、共同企業体に関し、第3条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることがある。

附 則

- 1 この告示は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 昭和43年徳島市告示第2号（徳島市が発注する工事の請負契約に係る指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格及び要件を定める件。以下「旧告示」と言う。）は廃止する。
- 3 この告示の施行の際現に旧告示に基づく資格を有する者の資格については、なお、従前の例による。
- 4 前項の場合において、当該資格の有効期限は、県内業者については昭和62年7月末日まで、県外業者については同年9月末日までとする。
- 5 この告示の施行の日の前日までに旧告示に基づき提出された申請書は、この告示に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この告示は、平成元年2月4日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の告示に基づき資格を有する者の資格については、なお従前の例による。この場合において、当該資格の有効期限は、県内業者については平成元年5月末日までとする。

附 則

- 1 この告示は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成10年12月14日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成11年5月20日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に指名競争入札に参加する資格を有する者は、この告示の施行の日から県内業者にあつては平成12年5月31日まで、県外業者にあつては平成13年9月30日までは、改正後の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱に基づく資格を有する者とみなす。

附 則

- 1 この告示は、平成13年2月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に指名競争入札に参加する資格を有する者は、この告示の施行の日から県外業者にあつては平成13年9月30日までは、改正後の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審

査要綱に基づく資格を有する者とみなす。

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年12月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1号の規定にかかわらず、平成21年において、徳島県の区域内に主たる営業所を有するものについては、同年1月15日から同年2月16日まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の期間に競争入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

附 則

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。